

消費者庁・国民生活センターの地方移転に断固反対します！

2015（平成27）年10月30日

全国消費者行政ウォッチねっと

現在、政府では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、政府関係機関の地方移転を検討しています。そのため東京圏以外の道府県等から具体的な移転の提案を募ってきました。

この募集に対し、徳島県が消費者庁並びに国民生活センターの誘致提案を行っています。

もちろん、東京の一極集中は、首都圏の渋滞問題や地価の高騰、災害の大規模化等さまざまな問題・リスクの原因となっており、他方で地方の過疎化にもつながっていることから、我が国における重要な政策課題であることは、我々も十分理解しているつもりです。

また、徳島県が消費者行政の先進県であり、特に「消費者ネット」の構築やその担い手である「くらしのサポーター」の育成等、全国の範となるべき活動を積極的に行っていることについても、我々の活動目標である「消費者市民サポーター」の理念を体現するものとして常々高い関心と敬意をもっているところです。

しかし、消費者行政の司令塔として誕生し、活動している消費者庁や、全国の消費生活センター・消費生活相談窓口のセンターオブセンターとして地方支援等を行う国民生活センターを地方に移転することは、これらの機能を大幅に減衰させるものであり、我が国の消費者行政全体に甚大なダメージを与えられと考えられます。よって私たちは消費者庁・国民生活センターの地方移転については断固反対いたします。

具体的に考えられる弊害としては以下のとおりです。

## 1 消費者庁

### ① 企画立案機能（立法機能）の減退

消費者庁は、表示、製品安全、取引の安全、地方消費者行政、消費者教育等幅広い分野にわたる消費者行政の企画立案機能を持っています。この機能の前提として、国会・政党に頻繁にアクセスするとともに、他省庁との調整や審議会・検討会の開催、消費者団体や事業者団体との意見交換等の関連業務も日常的におこなわれています。仮に地方移転ということになれば、これらの業務は大幅に制限されることが懸念され、機能の低下は必至です。

### ② 司令塔機能の減退

消費者庁は、現在38本の法律を所管していますが、多くは他省庁との共管となっています。これは、消費者庁が消費者の視点から我が国の行政のパラダイム

転換を目指すために創設され、司令塔としての役割を強く期待されているためです。そのためには、情報収集・分析機能を充実させるとともに、関係省庁と頻繁なアクセスを行うことが不可欠です。重大な消費者被害の発生時には、消費者庁を中心としたタスクフォースを起ち上げ、緊急の措置を執らなくてはならないこともあります。地方移転によってこうしたアクセスが阻害され、機能低下することが懸念されます。

#### ③ 執行機能の大幅低下

執行については、消費者庁と地方自治体（都道府県）が担っていますが、多くは消費者庁が行っています。行政処分を行うには当然の事ながら事業者からの事情聴取や立入調査等の事実調査が必要ですが、事業者の多くが首都圏に集中しているため、事実調査の多くも消費者庁を含む首都圏で行われることとなります。

このため消費者庁が地方に移転されることになると、事実調査に多くの時間とコストがかかることが予想され、迅速な執行が阻害される可能性が極めて高いと思われる。このように、消費者庁の地方移転は執行機能の大幅な低下をもたらすと思われる。

#### ④ 人的資源の減少

消費者庁は、現在約300名の正規職員と200名程度の非正規職員で成り立っています。地方移転した場合、正規職員自身がどこまで残るかわかりませんが、少なくとも非正規職員については多くが離れていく可能性があります。非正規職員といってもその内容は専門性が高く、正規職員に準じた能力を要求されます。これらの人員の多くが一気に削られた場合、移転先で速やかに調達可能かどうかという問題もありますし、引き継ぎ等の問題でさまざまな業務上の支障が発生することも予想されます。ひいては消費者庁全体の機能低下につながるおそれがあります。

#### ⑤ 消費者団体・事業者等とのコミュニケーション能力の低下

消費者庁は現在、消費者団体や事業者等と日常的に意見交換、情報交換を行いながら消費者目線での業務遂行に努めています。消費者団体とのコミュニケーションはまだまだ十分というわけではありませんが、今後ますます重要となることは間違いありません。

仮に地方移転ということになれば、このようなコミュニケーションが著しく阻害され、消費者目線での業務遂行も難しくなっていくことが懸念されます。

他方、地方消費者行政との関係では地方移転も望ましいとの考えもありますが、特定の地方との関係はそれによって密になったとしても、逆に交通の便がさらに悪化する等、関係が疎遠になる地方も出てしまうという問題があります。地方との連携強化は、消費者庁の地方支部分局の設置等により解決する問題であり、庁本体を移転して解決する問題ではありません。

むしろ今回の議論を契機に、消費者庁の手足として地方支部分局の設置を検討して頂ければと思います。まずは徳島に地方支部分局を設置するというのであれば大賛成です。

## 2 国民生活センター

### ① 消費者庁・消費者委員会等との連携の低下

国民生活センターは、消費者庁・消費者委員会や他省庁と随時連携をとりつつ業務を遂行しています。具体的には、全国から集まってきた被害情報を分析して注意喚起や各省庁への提言を行う際に関係省庁とのすりあわせを行ったり、消費者庁との間で情報分析についての定期的な協議会を設けたりしています。

これらの業務は単にデータベース上の情報を分析しただけでは不可能であり、他省庁担当者との法令解釈や方向性についての密な協議が不可欠です。

地方移転によってこれらの機能が大きく後退する可能性があります。

### ② 人的資源の減少

国民生活センターは現在半数近くが非常勤職員であり、地方移転によって一気に人員が減少する可能性があります。また、ADR や試験委員会等外部の有識者との審議会的組織も複数ありますが、これら外部の担い手の確保も課題となります。

### ③ 消費者・事業者等とのコミュニケーション能力の低下

国民生活センターが被害予防情報を発信する際は、他省庁との摺り合わせのみならず関係事業者からのヒアリング等を行っています。現在行っている消費者団体との意見交換やマスコミとの関係も希薄になることが懸念されます。このため地方移転によって情報発信機能やコミュニケーション能力が後退する可能性があります。

以上の通り、消費者庁・国民生活センターの地方移転には、さまざまな弊害が予想され、これをカバーするのはそもそも困難か、或いは相当のコストを要すると考えられます。

よって私たちは、いずれの組織についても地方移転することに反対します。

以上